

第2次愛媛県男女共同参画計画の概要

本県では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成13年5月に第一次愛媛県男女共同参画計画を策定し、愛媛県男女共同参画推進条例の施行などの推進体制の整備や施策の推進に取り組みました。その後、国の動向(新たな基本計画の策定等)や社会経済環境の状況等を踏まえ、平成23年3月に、平成32年度を目標年度とする第二次愛媛県男女共同参画計画を策定し、現在、この計画に沿って様々な施策の推進に取り組んでいます。

○ 第二次計画の概要

1 計画の目標

男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮する社会
ー男女共同参画社会の実現を目指しますー

2 計画の性格

- ・ 国の基本計画を考慮するとともに、県の特性に応じた男女共同参画社会の実現に、県が主体的に取り組むために策定しました。
- ・ 市町においては、市町の実情に応じた計画の策定及び施策の実施に当たっての指針となります。
- ・ 県民及び企業においては、家庭、学校、地域、職場等のあらゆる分野で男女共同参画社会の実現に努める指針となります。

3 計画の期間

初年度を平成23年度、目標年度を平成32年度とする10年間です。
なお、社会経済環境の変化や進捗状況等に応じて、適宜見直しを行います。

4 計画の構成

男女共同参画社会基本法第14条に基づき、施策の基本的方向を定めた「施策の大綱」と計画の円滑な実施を図るための事項を定めた「推進体制」により構成しています。(詳細:次ページ参照)